

(表5) 主な居宅サービス

名称	内容	自己負担額(めやす)
訪問介護	利用者の自宅を訪問して、身体の介護や家事の援助を行うサービス	身体介護(30分以上1時間未満) 410円 家事援助(30分以上1時間未満) 156円
訪問入浴介護	家庭での入浴が無理な場合、居室内に浴槽を持ち込み入浴を行うサービス	看護職員1人+介護職員2人の場合 1,273円
訪問看護	看護婦(士)等が自宅を訪問して行う看護サービス	訪問看護ステーション(30分以上1時間未満) 840円
訪問リハビリテーション	指定を受けた病院等が、自宅を訪問して機能訓練を行うサービス	1日あたり 557円
通所介護	デイサービスセンター(ケアセンター)等に通って、食事や入浴、機能訓練を行うサービス	所要時間6時間以上8時間未満の場合(食事・入浴・送迎) 要支援 845円 要介護1・2 949円 要介護3・4・5 1,216円
通所リハビリテーション	施設に通って機能訓練を受けるサービス	所要時間6時間以上8時間未満の場合(食事・入浴・送迎) 要支援 837円 要介護1・2 952円 要介護3・4・5 1,244円
福祉用具貸与	特殊ベッドや車いす等、福祉用具の貸与(レンタル)を行うサービス	レンタル料の1割(貸与する用具によって金額が異なります)
短期入所生活(療養)介護	福祉施設等に短期間入所し、日常生活の介護やリハビリを受けるサービス	1日あたり(特別養護老人ホーム併設型・送迎) 要支援 1,298円 要介護1 1,326円 要介護2 1,372円 要介護3 1,416円 要介護4 1,462円 要介護5 1,506円
福祉用具購入	入浴用、排泄用の特定福祉用具の購入費の支給	上限額10万円(1年)の1割
住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修費の支給	上限額20万円(同一家屋)の1割
居宅療養管理指導	自宅へ医師や薬剤師が訪問し、療養上での管理や指導を受けるサービス	医師・歯科医師 940円 薬剤師 550円

注1 自己負担額は、要介護度およびサービスの内容等によって金額が異なります。
注2 通所介護・通所リハビリテーションおよび短期入所生活(療養)介護は、上記のほか食事の自己負担があります。

(表6) 介護保険Q&A

Q	A
1 介護保険制度ってどのようなことですか。	介護が必要となった高齢者に医療・保健・福祉サービスを総合的に提供し、社会全体で介護を支えていこうとするものです。具体的には、要介護認定の申請をして認定された場合にその要介護度に応じた介護サービスが受けられます。
2 介護保険の加入者は、40歳以上ということですが何か手続きは必要ですか。	手続きは必要ありません。40歳になると自動的に加入することになります。また、65歳になったときも同様です。
3 サラリーマンの妻の保険料はどのようになりますか。	サラリーマンの家庭で、妻など扶養する家族に40~64歳の人がいても被扶養者の保険料を納める必要はありません。なお、65歳以上の被扶養者は、保険料を納めることとなります。
4 一度受けた要介護認定はずっと有効ですか。	要介護認定の有効期間は原則6カ月です。引き続きサービスを利用する場合は、更新申請の手続きが必要です。また、有効期間中でも容態が悪化したようなときは、変更申請に基づき必要に応じて要介護認定は変更されます。
5 要介護認定で非該当(自立)と判定されたら、サービスは受けられないのですか。	非該当(自立)の場合は介護保険によるサービスは受けられません。ただし、市の保健福祉サービスが利用できます。
6 サービス提供事業者には不満等があるときは、事業者の変更ができますか。	事業者は自由に選ぶことができますし、途中で変更することもできます。不満等があるときは、担当の介護支援専門員や市役所に相談してください。また、サービスに関する苦情は、国民健康保険団体連合会に申し立てすることもできます。
7 介護サービス計画(ケアプラン)は、誰に頼めばいいのですか。	介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業者が利用者の希望にそった介護サービス計画を作成します。作成にかかる費用は無料です。介護サービス計画は自分で作成することもできますが、市に計画の届け出が必要になります。
8 介護サービスを利用するときは、無料ですか。	介護サービスに要した費用の1割の自己負担があります。施設入所の場合は、1割の自己負担分と食事にかかる費用について定額の負担があります。
9 介護保険の保険証が送られてきましたが、どのようなときに使うのですか。	病気やけがで病院で診察等を受けるとき、医療保険の保険証を提出するように、介護サービスを受けるときに、サービス事業者に提出します。ただし、介護サービスを受ける前に要介護認定を受けておく必要があります。なお、要介護認定を申請する時は市に保険証を提出する必要があります。

問い合わせ
高齢福祉課(内471)
介護保険推進室は機構改革により高齢福祉課に変わりました

名称	所在地・電話番号	担当地区
国分寺台在宅介護支援センター(国分寺台ケアセンター内)	国分寺台2-10-23 ☎ 233-8881	大谷・国分寺台・浜田町・勝瀬
さつき町在宅介護支援センター(医療センター内)	さつき町4-1 ☎ 234-7226	中新田・さつき町・河原口・上郷・下今泉
えびな南老人介護支援センター(えびな高齢者施設内)	杉久保2271-7 ☎ 238-7681	中河内・中野・社家・今里・上河内・杉久保・本郷・門沢橋
(仮称) 中心荘老人介護支援センター(中心荘第一老人ホーム内)	上今泉4-7-1 ☎ 231-7152	上今泉・国分北・国分南・中央・望地
(仮称) かしわ台在宅介護支援センター(老人保健施設えびな内)	柏ヶ谷726-7 ☎ 236-3240	柏ヶ谷・東柏ヶ谷

支援センター(表4)

安心の高齢社会に向けて...



支援センターではいろいろなリハビリテーションなどが行われています

在宅介護支援センター市内全域を網羅

今日から、北部地区と東部地区に在宅介護支援センターが開設されました。これにより市内全域に在宅介護支援センターが設置されました(表4参照)。在宅介護支援センターは、在宅の高齢者の介護に関する相談、保健福祉サービスに関する諸手続の代行、また、介護保険サービスの録音したテープがあります。また、ホームページやビデオも設置されています。また、介護保険制度の点検用パンフレット、介護保険制度の内容を詳しく説明したテープがあります。また、ホームページは、http://www.city.edina.kanagawa.jp/です。

一介介護保険担当者から

初めての制度ですので、わかりにくい事柄もたくさんあると思います。ご質問、ご相談、また苦情など、何かありましたらご連絡ください。

(図2) あなたの保険料はいくら?

次のご質問にお答え下さい
あなたの介護保険料がわかります(65歳以上の方の場合です)

あなたの世帯は生活保護を受けていますか?
はい → 保険料は16,703円(年額)
いいえ → あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?
はい → 保険料は25,055円(年額)
いいえ → あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?
はい → 保険料は33,406円(年額)
いいえ → あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?
はい → 保険料は41,758円(年額)
いいえ → あなたの年間所得は250万円以上ですか?
はい → 保険料は50,109円(年額)
いいえ → 所得税の申告をされている方は、合計所得金額が250万円以上の方です

生活保護を受けている方には、保険料相当額が生活扶助として支給されます

老齢年金とは違います

あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?

あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?

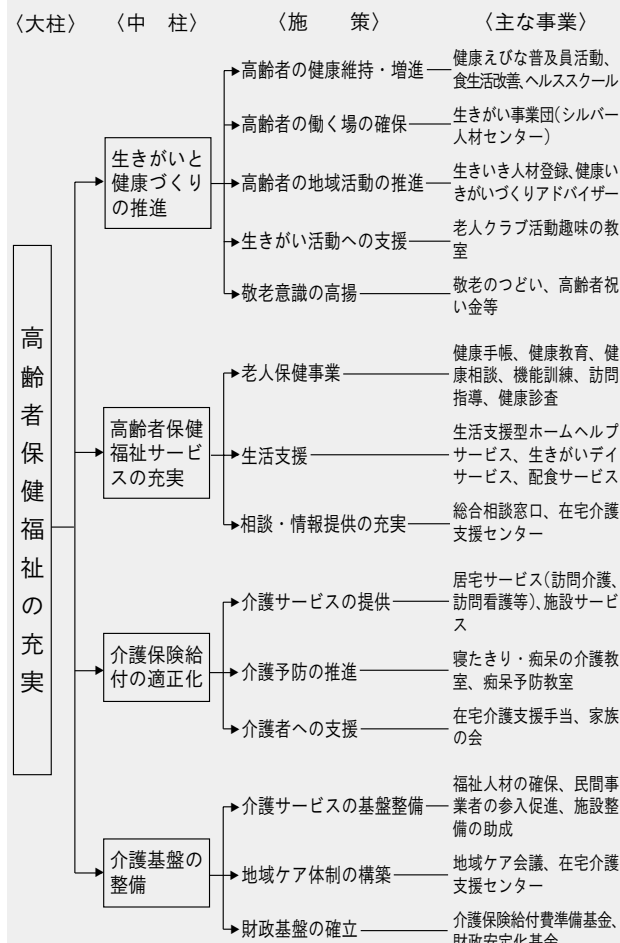
あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?

あなたの世帯は、市民税を課税されていますか?

あなたの年間所得は250万円以上ですか?

注 平成12年度は保険料の凍結等の特別対策により軽減されます。この金額は、特別対策がないとした場合の金額です。

(図1) 高齢者保健福祉施策体系



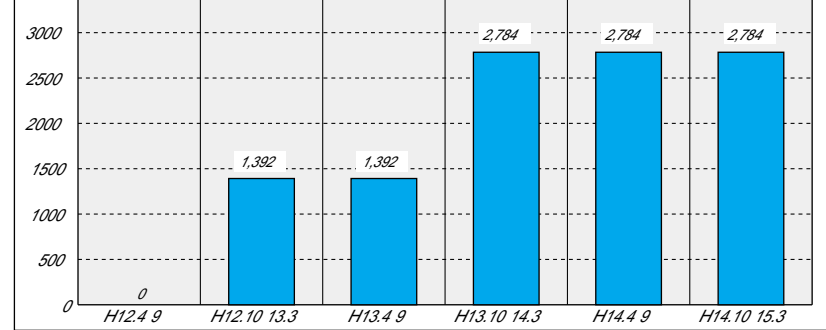
本市の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料基準額は、月額2,784円です。所得段階別に5段階に区分されます(表3参照)。

第1号被保険者の場合
第1号被保険者の介護保険料は、老齢・退職年金が月額1万5,000円以上の方は、年金から天引きされ、それ以外の方は、納付書で直接市に納めます。

第2号被保険者の場合
第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)は、加入している健康保険組合等に、いままでの医療保険料に上乗せして徴収されます。

新しい制度である介護保険の円滑な導入を図るための特別対策として、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料を半年間徴収せず、さらに平成12年10月から1年間は保険料を半額とします(右グラフ参照)。

なお、右の「国民健康保険に加入している方」と「あなたの保険料はいくら」(左図)もご確認ください。



保険料月額2,784円

国民健康保険に加入している方

40歳になった月から65歳になった月の前月までの期間(第2号被保険者)は、加入している健康保険組合等に、いままでの医療保険分に介護保険分を加えた金額を健康保険税(料)として支払うことになります。詳しくは、加入している健康保険組合等に問い合わせてください。

1年間の国民健康保険税 = 医療保険分 + 介護保険分

医療保険分 = 所得割(世帯の被保険者の所得に応じて) + 均等割(世帯の被保険者の数に応じて) + 平等割(1世帯当たり定額)

介護保険分 = 所得割(世帯の第2号被保険者の所得に応じて) + 均等割(世帯の第2号被保険者に数に応じて) + 平等割(第2号被保険者のいる世帯に定額)

保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください

階層区分	説明	月額保険料	平成12年度(年額)	平成13年度(年額)	平成14年度(年額)
第1段階被保険者	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者	1,392	4,176	12,528	16,703
第2段階被保険者	住民税世帯非課税者	2,088	6,264	18,791	25,055
第3段階被保険者	住民税本人非課税者	2,784	8,352	25,055	33,406
第4段階被保険者	合計所得金額250万円未満の者	3,480	10,440	31,319	41,758
第5段階被保険者	合計所得金額250万円以上の者	4,176	12,528	37,583	50,109

単位:円

平成12年度および13年度の保険料は、介護保険円滑導入のための特別対策により軽減

きょう介護保険制度スタート

「プラン21」5カ年計画

4月1日から介護保険制度が始まりました。市内ですでに900人を超える市民の方が要介護(支援)認定を受け、介護保険からの保険給付としてのサービス利用がはじまっています。また、市では制度の円滑運営や、住民に慣れた地域で暮らしていききたいというみなさんの願いにこたえるため、高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)(通称「えびな高齢者プラン21」)を策定しました。今回はこの「えびな高齢者プラン21」をはじめ、介護保険Q&Aを受けられる介護サービスの紹介をします。

「えびな高齢者プラン21」は、高齢社会の課題に対し目標を持つ施策を進められることを目指して、平成12年度から16年度までの5カ年を計画期間としています。策定にあたっては、被保険者代表として公募による委員4名を含む「海老名市介護保険事業計画策定等委員会(委員19名)」を設置し、2年近い審議を経てまとめたものです。内容は、健康・生きがいづくりから介護まで高齢者施策の全般にわたっています。

計画書は、市役所および最寄りの在宅介護支援センターで閲覧できます。

幅広く対応するプラン
市では、この「えびな高齢者プラン21」に、要介護・要支援にまでは至らない方への施策等も盛り込みました。具体的には、要介護・要支援に至らない場合でも社会的な支援が必要な高齢者

(表1) 生活支援事業

事業名	事業概要
生活支援型ホームヘルプサービス	ヘルパーを週1回2時間程度派遣。家事援助サービス。
生きがいデイサービス	コミュニティセンター等で実施するミニデイサービス。週1回4時間程度。
寝たきり老人等短期入所	・疾病等の理由で自宅で介護ができない時、保険給付の支給限度基準額の枠内では必要とする期間を耐えない場合、必要最低限の期間特別養護老人ホームに入所させる。 ・要介護認定での自立者で、日常生活の指導・支援が必要なひとり暮らしの高齢者等を、短期間養護老人ホームに入所させる。

(表2) 自立支援および介護支援事業

事業名	事業概要
配食サービス	調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に定期的に配食。1日1食、週6日(最大)
寝具乾燥サービス	寝具の乾燥が困難なひとり暮らしの高齢者等に寝具の乾燥・丸洗いを実施。乾燥年11回、丸洗い年1回
介護用品給付	介護保険対象者(一定の要介護度以上)に頼りつづける在宅介護支援手帳
在宅介護支援手帳	介護保険対象者(一定の要介護度以上)を介護している家族に手当てを支給。
緊急通報事業	ひとり暮らしの高齢者等の緊急時の不安を解消するため、緊急通報装置を設置。
安全点検事業	ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、火気・電気等の点検を実施。
移送サービス(社会福祉協議会事業)	体が不自由で歩行困難な者(年齢問わず)に対する送迎。